

始良市公用車売却

一般競争入札実施要領

令和 8 年度

令和 8 年 8 月
始良市社会教育課・保健体育課

入札物件表

物件番号	1
物件名	三菱 ミニキャブ
自動車登録番号	鹿児島 41 み 4704
初年度登録	平成8年6月
自動車の種別	軽自動車
用途	貨物
車体の形状	バン
駆動方式	4WD
変速装置	5速MT
乗車定員	4人
車両重量	840 kg
車両総重量	1,310 kg
寸法	長さ 329 cm、幅 139 cm、高さ 191 cm
車台番号	U42V-0404121
型式	V-U42V
原動機の型式	3G83
総排気量	0.65 リットル
使用燃料	ガソリン
車体の色	ホワイト
装備等	エアコン、AMラジオ
走行距離	138,301km（令和8年6月19日時点）
車検期間の満了する日	令和8年6月19日
リサイクル料	預託済
最低落札価格	10,000円
その他	・車両にかかれた文字やイラスト等については、落札者の負担において消去していただきます。 ・走行可能 ・車両の状態を実際にご確認いただき、納得された方のみ申請してください。（エアコンやドアの開閉操作など）

※車検及び自賠責保険の更新は落札者にしていただきます。

車両本体の確認をされる際は社会教育課 文化財係までご連絡ください。

入札物件表

物件番号	2
物件名	ニッサン アトラス
自動車登録番号	鹿児島 100 さ 2146
初年度登録	平成 12 年 9 月
自動車の種別	普通
用途	貨物
車体の形状	バン
駆動方式	FR2WD
変速装置	5 速 M/T
乗車定員	3 人
車両重量	2,600kg
車両総重量	4,765kg
寸法	長さ 487 cm、幅 189 cm、高さ 283 cm
車台番号	AKR66E7752824
型式	KK-AKR66EAV
原動機の型式	4HF1
総排気量	4.33 リットル
使用燃料	軽油
車体の色	ホワイト
装備等	給食輸送車
走行距離	158,281 km※走行距離は令和 8 年 6 月 30 日時点 メーター交換歴あり
車検期間の満了する日	令和 8 年 9 月 21 日
リサイクル料	預託済
最低落札価格	10,000 円
その他	・車両にかかれた文字やイラスト等については、落札者の負担において消去していただきます。 ・走行可能 ・車両の状態を実際にご確認いただき、納得された方のみ申請してください。

※車検及び自賠責保険の更新は落札者にさせていただきます。

車両本体の確認をされる際は保健体育課 学校給食管理係までご連絡ください。

一般競争入札による公用車売却手続の流れ

1 入札説明書交付

○期間 令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）まで

○場所 始良市役所本館2階 社会教育課 文化財係

及び保健体育課 学校給食管理係

2 物件の確認

○必ず車両本体を直接確認してください。

※車両本体は始良市役所本庁舎付近公用車駐車場に保管してあります。（本館2階社会教育課文化財係及び保健体育課学校給食管理係にお越しいただければ係がご案内します。）

※入札前に「物件確認書」を提出していただきます。

3 入札参加申込書受付

○期間 令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）まで

○場所 始良市役所本館2階 社会教育課 文化財係

及び保健体育課 学校給食管理係

4 入札（開札）

○日時 令和8年9月7日（月） 午前10時から

○場所 始良市役所本館4階 入札室

5 契約書等の提出

○場所 始良市役所本館2階 社会教育課 文化財係

及び保健体育課 学校給食管理係

6 売買代金の納入

○期限 納入通知書により指定した期日（令和8年9月14日まで）

7 名 義 変 更

○期限 代金納入後、遅滞なく運輸支局へ届けてください。

○金額 落札者の住所を管轄する運輸支局へお問合せください。

目 次

一般競争入札実施要領（入札説明書）

1 入札物件	P 1
2 入札参加資格	P 1
3 入札参加申込み	P 1
4 入札参加資格の確認	P 2
5 物件の確認	P 2
6 入札日時及び場所	P 2
7 入札保証金	P 2
8 入札方法等	P 2
9 入札の際の持参品	P 3
10 入札の無効	P 4
11 契約の締結	P 4
12 売買代金の支払方法	P 4
13 所有権の移転等	P 4
14 用途制限	P 4
15 その他	P 5
16 問合せ先	P 5
（参考）地方自治法施行令	P 6

（様式）入札参加申込書（様式第 1 号）

入札参加資格確認書及び入札参加承認通知書（様式第 2 号）

物件確認書（様式第 3 号）

誓約書（様式第 4 号）

委任状（様式第 5 号）

入札書（様式第 6 号）

売買契約書（案）

一般競争入札実施要領（入札説明書）

1 入札物件

入札物件は、「入札物件表」のとおりです。なお、都合により入札を中止する場合もありますので、ご了承ください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、入札参加資格を有しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）、市営住宅の住宅使用料、水道使用料及び保育料を滞納している者。ただし、始良市外に住居又は本社を有する場合においては、前号及びこの号の「市」をその有する地方自治体と読み替える。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市への債務がある者

3 入札参加申込み

入札に参加する方は、「入札参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入・押印の上、添付書類を添えて始良市役所総務部財政課財産管理係へお申込みください。（実印を押印ください。）

(1) 受付期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）まで
（土日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は令和8年8月31日（月）必着

(2) 受付場所

始良市役所本館2階 社会教育課 文化財係及び保健体育課 学校給食管理係

(3) 添付書類

ア 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票及び本籍地の市町村役場で発行する身分証明書

イ 印鑑証明書

ウ 税務課で発行する「滞納のない証明書」(納税証明書)

4 入札参加資格の確認

入札参加申込をされた方には、審査後「入札参加資格確認通知書」(様式第2号)により結果を通知します。

5 物件の確認

(1)物件については入札物件に概略を記載していますが、引渡しは現状引渡しとなりますので必ず事前に車両本体を確認してください。

確認期間 令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)まで
(土日、祝日を除く。)

確認時間 午前9時から午後5時まで

確認場所 始良市役所本庁舎付近公用車駐車場

(本館2階 社会教育課 文化財係及び保健体育課 学校給食管理係にお越しただければ係がご案内します)

※現物と入札物件の内容等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

※入札の前に、「物件確認書」(様式第3号)を提出していただきます。

6 入札日時及び場所

(1) 入 札 日 令和8年9月7日(月) 午前10時から

(2) 受付時間 午前9時30分から午前9時50分まで

(3) 入札場所 始良市役所本館4階 入札室

7 入札保証金

入札保証金は免除します(始良市契約規則第5条第3号及び同規則第36条第5号)。ただし、別紙様式第4号の誓約書をご提出ください。誓約書の提出がない場合は、入札に参加できません。

8 入札方法等

(1) 受付

入札の受付は、入札開始予定時間の30分前から行います。その際、入札参加資格確認通知書(様式第2号)、物件確認書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)を提出していただきます。

なお、代理人により入札する場合は受付の際、委任状(様式第5号)及び申込者本人の

印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出してください。

(2) 入札方法

ア 入札書（様式第 6 号）に物件番号、入札物件（車名）、入札金額、日付、入札者の住所・氏名を記入の上、本人の実印を押印してください。ただし、代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印を押印し、本人の印は不要です。

イ 入札金額の記入は、算用数字を使用してください。

ウ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

エ 入札回数は 1 回とします。

※入札締切後、直ちに開札します。

(3) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、**最低落札**価格以上で最高の価格で入札した方を落札者とします。

イ 同価格の入札者が 2 名以上あったときは、くじによって落札者を決定します。

ウ 落札者となる者がその場で落札を辞退した場合は、次点の価格で入札した方を落札者とします。

9 入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認及び入札参加承認通知書（様式第 2 号）

(2) 物件確認書（様式第 3 号）

(3) 誓約書（様式第 4 号）

(4) 委任状（様式第 5 号）

ア 本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。

イ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

(5) 印鑑

入札書に押印する本人の実印を持参してください。ただし、代理人が入札する場合は、本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

(6) 入札書（様式第 6 号）

(7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一物件に対し 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき。

- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書（記名押印したもの）を提出してください。

※契約書等を提出しない場合は、落札は無効となります。

- (2) その他

「売買契約書（案）」は、末尾に記載しています。

12 売買代金の支払方法

支払方法は、始良市が発行する納入通知書により令和 8 年 9 月 14 日（月）までに納入していただきます。期日までに支払わなかった場合には、契約は解除となります。なお、売買代金の分割納入はできません。

13 名義変更等

- (1) 売買代金が完納されたときに、物件を引き渡すこととします。
- (2) 名義変更の手続き及び、名義変更の手続きに必要な登録手数料、自動車取得税その他の費用負担は落札者に行っていただきます。

14 用途の制限

落札者と売買契約を締結する場合、次の条件が付されます。

- (1) 用途の制限

ア 契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

- (2) 違約金の徴収

上記に違反又は、契約を解除された場合は、売買代金の 1 割に相当する金額を始良市に支払わなければならない。

15 その他

- (1) 車検及び自賠責保険の更新は落札者に行っていただきます。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、始良市契約規則（平成 22 年始良市規則第 45 号）その他関係法令等の定めるところによって処理します。

16 問合せ先

◇始良市役所

始良市宮島町 25 番地

電話番号 0995 - 66 - 3111

（物件 1）教育部 社会教育課 文化財係 岩元（内線 256）

（物件 2）教育部 保健体育課 学校給食管理係 森永（内線 264）

(参考)

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加資格者の資格)

第 167 条の 4 普通公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者